

免許番号 共第145号

漁場の位置 南あわじ市沼島殿の飛地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

A 南あわじ市沼島殿の飛屏風岩東端

(北緯34度10.31分、東経134度49.85分)

ア Aから11度600メートルの点

(北緯34度10.63分、東経134度49.92分)

イ アから144度30分1,100メートルの点

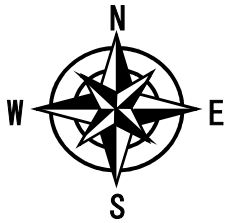
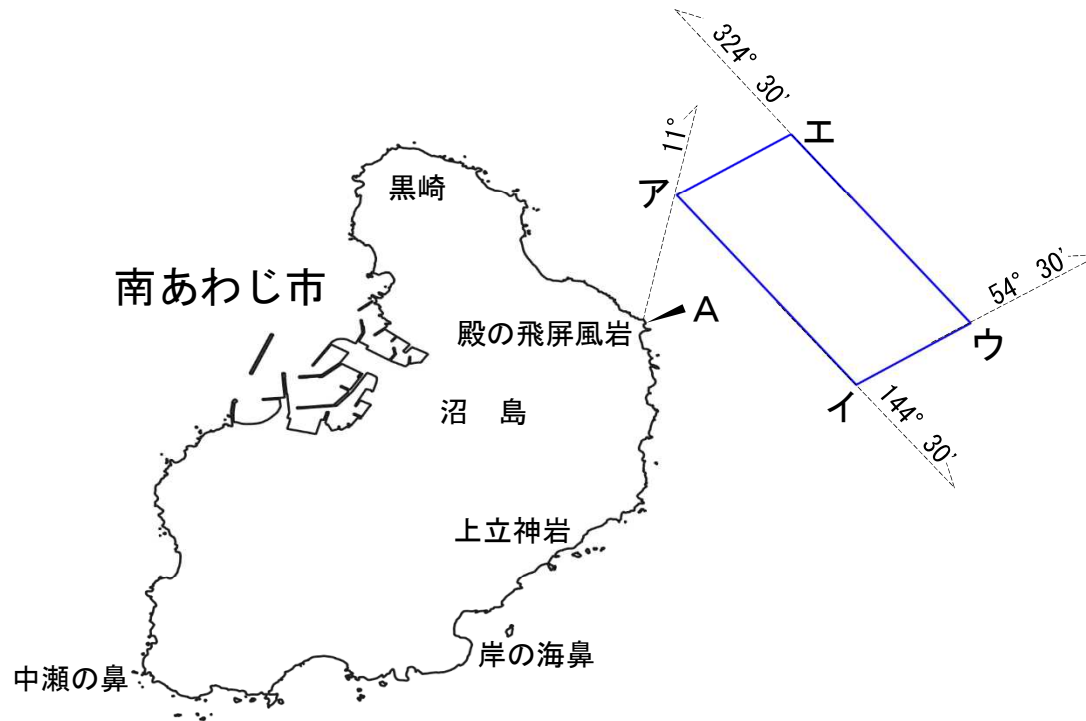
(北緯34度10.15分、東経134度50.34分)

ウ イから54度30分500メートルの点

(北緯34度10.30分、東経134度50.61分)

エ ウから324度30分1,100メートルの点

(北緯34度10.79分、東経134度50.19分)



令和5年9月1日 免許

共第145号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第145号		摘 要		

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市沼島2367番地2 沼島漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		